

あなたの家は 適正に管理されていますか？

Q：普段住んでいない家の管理はどこに注意して見ればいんだろう？



家の点検ポイント



A：以上のポイントを中心に見てみよう。雨漏りの確認と換気も忘れずに！

Q：普段住んでいない家を福祉や地域活動に活用したいけど、どこに相談したらいいかな？

A：まずは鎌倉市役所の都市整備総務課（0467-23-3000 内線2824）へご相談ください！

直近の法改正

自宅に越境している隣地の竹木について

隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、一定の要件を満たせばその所有者に対してその枝を切除するように請求できるようになりました。

（民法：令和5年4月1日施行）

参考：<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kenchiku/akiya-leaflet.html>



あなたの家について専門家が相談に応じます

住宅の空き家化の防止や空き家となった住宅の適正管理などの取組みを推進するため、市と各専門家団体とで「空家等対策に関する協定」を締結しています。

各団体では、空き家の売買、相続、改修、登記、法律等に関する相談を行うことができます。



法律に関するご相談

神奈川県弁護士会
横浜市中区日本大通9番地
Tel.045-201-1881
<https://www.kanaben.or.jp/index.html>



売却や賃貸等に関するご相談

公益社団法人全日本不動産協会
神奈川県本部湘南支部
藤沢市朝日町5-7藤沢市建設会館3階
Tel.0466-28-1445
<https://kanagawa.zennichi.or.jp/shounan/>



相続・登記に関するご相談

神奈川県司法書士会無料電話相談
司法書士相続・遺言ホットライン(鎌倉エリア)
Tel.050-5212-0628
受付時間：平日13時～16時
<https://www.shiho.or.jp/>



公益社団法人
神奈川県宅地建物取引業協会
鎌倉支部
鎌倉市大町2-1-10
Tel.0467-23-2085
<https://www.kanagawa-takken.or.jp/chiki/a-21.html>



神奈川県行政書士会鎌倉支部
鎌倉市材木座3-10-15 No.8
Tel.080-9271-3833
<https://gyosei-kamakura.com/>



※相続登記に関する手続きにつきましては、
司法書士会へご相談ください。

改修に関するご相談

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会
鎌倉支部
鎌倉市常盤484 Tel.0467-42-7920

※ご相談の内容によっては有償になる場合や、相談先が異なる場合があります。

不動産登記、境界に関するご相談

神奈川県土地家屋調査士会
横浜市西区楠町18番地
Tel.045-312-1177
<http://kanagawa-chousashi.or.jp>



その他の空き家に関するご相談

被相続人居住用家屋等確認書
(3,000万控除)に関するご相談

鎌倉市役所都市整備総務課
市役所本庁舎4階
Tel.0467-23-3000(内線2824)



家財整理に関するご相談

公益社団法人
かながわ住まいまちづくり協会
横浜市中区太田町2-22
神奈川県建設会館4階
Tel.045-664-6896



市で利用できる補助制度に関するご相談 鎌倉市役所 (Tel.0467-23-3000 (代表))

スズメバチの巣駆除費補助金交付制度 環境保全課…内線2282

危険なブロック塀等の除却費用補助制度 建築指導課…内線2528

既成宅地等防災工事費資金助成制度 みどり公園課…内線2579

その他空き家に関する相談全般は、鎌倉市役所都市整備総務課までご相談ください。



市の空き家対策のホームページで、過去に配布したリーフレットを掲載しています。
http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kenchiku/akiya_taisaku.html